平成２８年（フ）第１７７７号
岐阜県可児郡御嵩町中切1328番地２
債務者　木村　美穂（旧姓小川・髙西）
１　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
三重県鈴鹿市庄野共進１丁目３番44号、住民票上の住所愛知県名古屋市昭和区西畑町106番地の２（川原マンション１Ａ号）
債務者　齋藤　健一
１　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２７号
大津市南郷５丁目８番26号
債務者　土山　耕平
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
大津市松山町８番２号
債務者　木村　達子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
滋賀県甲賀市甲賀町大原中1065番地９
債務者　木村菜々美（旧姓喜多）
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
大津市大萱４丁目３番７―1102号、前住所大津市一里山５丁目18番24号　エヴァーグリーンまみや101号室
債務者　中元　洋一
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
大津市大萱４丁目３番７―1102号、前住所大津市一里山５丁目18番24号　エヴァーグリーンまみや101号室
債務者　中元　洋子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
大津市南郷１丁目11番13号サンライズシティ403号
債務者　尾中　治幸
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
滋賀県守山市古高町617番地３
債務者　岡崎さゆり
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
滋賀県栗東市綣７丁目11番39―301号　ファミール・エポック、前住所滋賀県彦根市平田町744番地11（Ｂ－２号）
債務者　小椋富喜恵
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
滋賀県彦根市西沼波町340番地７
債務者　立木ゆみ子
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０号
滋賀県東近江市沖野４丁目６番２―404号県営沖野原団地、前住所滋賀県東近江市横溝町2143番地　メゾンサープラス西堀Ｂ棟105号室
債務者　森　美智子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１４号
滋賀県彦根市正法寺町405番地13
債務者　下村　智子
１　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８号
滋賀県長浜市西上坂町137番地１　アビエスⅡ　106号室
債務者　鳥崎　淳一
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
広島市南区元宇品町22番６―102号
債務者　竹内　祥子
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
広島県安芸郡府中町本町１丁目13番22号　Ａ棟201
債務者　重田　美保
１　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
広島地方裁判所民事第４部